

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

〔九番 熊谷一平君登壇〕

○九番（熊谷一平君） 気仙沼・本吉選出、自由民主党・県民会議の熊谷一平でございます。ただいま、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱四点について質問させていただきます。

大綱一点目は、宿泊税について、ここでは四点伺います。今定例会において、宿泊税条例が議案として上程されました。これまで、議会や宿泊事業者との意見交換会、説明会を通して、数々の議論が重ねられてまいりましたが、私ども議員は皆、それぞれの思いを胸にしながらか、ついにその是非の判断を下すことの重さを感じて、今定例会に臨んでおります。

一点目は、合意形成のプロセスと議論の場についてです。新型コロナウイルス感染症五類移行に伴い、県内経済が回復基調に向かったことから、撤回していた宿泊税導入検討が昨年十二月に再開されて十か月ほどがたちました。この間、議会への説明のほか、みやぎ観光振興会議、事業者への個別訪問、県内市町村長への説明、複数回にわたる地域単位での宿泊事業者との意見交換会、仙台市との協議など、限られた時間の中で、県民への働きかけに並々ならぬ御努力を尽くされた知事をはじめ、担当部局の皆様には心よりの敬意を表します。数々の議論の場で様々な意見が出されたことにより、当初の制度設計が前向きに見直される契機となったと評するものではありませんが、反面、県民、とりわけ宿泊事業者の皆様との合意形成が十分になされなかったと考えます。説明会の中でよい意見が出されながらも、次回も同じ内容の議論が散見されたほか、詳細は、条例案が成立してから説明する旨の答弁もあったように、短期間で説明に赴くことに重きが置かれ、十分なフィードバックの時間がなかったことが原因ではないかと思われま。制度設計に磨きをかけ、県民の疑問と不安に十分に応えるには、時間が足りなかったのではないのでしょうか。条例案が成立した際にはもちろんのこと、宿泊税に限らず、県民との合意形成を図るには、会議の回数や参加者数という表見的なものだけでなく、説明責任を果たし、納得と理解が得られるだけの十分な議論の時間を設けることが必要だと考えますが、県と県民との合意形成に対する姿勢と今後の宿泊税に関する議論の場について所見を伺います。

続いて二点目は、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担軽減と不安の払拭についてです。条例案では、宿泊者を納税者とし、宿泊事業者は特別徴収義務者として、宿泊費とともに宿泊税を徴収し、県へ納めることとなっております。義務を課せられた者がその義務を果たせない場合、どうなるかという規定を定めることは、税法としては必要な要件であり、適正な義務の履行を期すために罰則を定めることは税務行政上、当然の感覚であることは間違いありません。しかしながら、そうした税務行政の感覚と義務者である宿泊事業者との感覚は同じではなく、例えば、私が出席した意見交換会、説明会の出席者にも、このことに大きな不安を覚えた方が多数いらっしゃいましたように、その感覚はむしろ大きな乖離が存在していることを感じました。宿泊者が納税に応じていただけない場合、県ではカスタマーセンターの設置により宿泊事業者の負担軽減を図ることを考えておりますが、それでも徴税できなかった際には、宿泊事業者は、目の前の宿泊者への対応、不足税額の補填、そして義務不履行への罰則と過大な負担を背負いながら営業に臨むこととなります。それだけではなく、家族経営などの小規模事業者や価格変動の大きいビジネスホテル事業者にとっては三百円の税負担は経営を大きく左右します。実質的な値上げを転嫁できず、事業者が飲み込まざるを得ないような状況にしてはなりません。税に限らず、県民に義務を課すということは、行政の役割の中でも特に重大な事項であり、意見交換会、説明会における説明をより慎重に丁寧に行う必要があったのではないかと感じます。宿泊税施行に当たっては、特別徴収義務者が背負うもろもろの負担を軽減し、不安を払拭する具体的な施策を講ずることを求めますが、所見を伺います。

三点目は、宿泊税の充当施策についてです。各会議の資料に示されているとおり、財源の充当は四つの取組として取りまとめられておりますが、そのうちの取組三の重点施策二である観光地間の交通アクセス環境の向上について伺います。気仙沼・本吉圏域は、三陸道全線開通により交通アクセスが向上したものの、依然として交通の起点となる仙台市からの時間距離が課題です。重点施策二には、二次交通の充実のため、バスツアー商品の造成やレンタカー等の利用促進が挙げられていますが、公共交通機関の利便性向上も重要であると考えます。過去に、宮城交通と岩手県北バスの共同運行による高速バス路線で、仙台空港と仙台駅前、気仙沼市、宮古市を結ぶ路線がありました。現在

は、岩手県北バスの単独運行となり、仙台駅から仙台空港までは運休となっております。この路線の再開、または県内他市町村と仙台空港を結ぶバス路線の新規開設により、海外観光客をはじめとする空港利用者のアクセス向上が見込まれるものと考えます。また、地方においては、JR起点駅から宿泊施設まで相当の距離がありながら、バスやタクシーなどの交通機関が少なく、宿泊事業者が送迎バスを出している事例も多く見受けられます。こうした移動手段確保に対する補助なども宿泊客、観光客増加に資するものとして有効な策と考えますが、これらに対し、財源として宿泊税を充当することについて所見を伺います。

四点目は、財源活用までの観光振興策についてです。各会議等での説明では、条例案成立の後の一年でシステム改修や制度の周知に取り組みとのことでした。また、新たな振興策の立案にも相当な期間が必要となることでしょう。そのような事情は理解できるものながら、この間の観光振興はどのように進めていくのでしょうか。既存の事業と並行しながら新たな事業を進めることは、大変なことであると想像に難くないことではあります。観光産業の成長のための施策は走り続けなければなりません。宿泊税を財源とした事業はいつから実施する予定であるのか、財源確保の見通しが立つ前に実施可能な事業があれば、この間の措置として一般財源や他の財源を活用して切れ目なく観光振興策に取り組む必要があると考えますが、所見を伺います。

大綱二点目は、防災対策についてです。八月に発生した宮崎県における地震により、南海トラフ地震の発生リスクが高まってまいりました。また、能登半島においては、一月の大地震に続き、先月には豪雨による水害で更なる大きな被害が発生したほか、今年も各地で自然災害が相次ぎ、尊い命が失われました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、被災された方々へお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願いながら質問に臨ませていただきます。

この大綱では四点伺いますが、一点目は、県庁の防災体制についてです。七月に、大震災復興調査特別委員会において、兵庫県を視察し、災害公営住宅の現状と課題、震災後の防災力向上について、兵庫県の取組を伺いました。その中でも、災害対策本部室の設備の充実ぶりと災害発生への即応性について、その先進性に感銘を受けました。兵庫県では、本庁舎とは別棟で災害対策センターがあり、災害対策本部室と職員がすぐに

初動の任務に移れるよう執務室が常設され、定点カメラからのリアルタイム映像を映す大型モニターで県内各地の状況を確認できるようになっております。また、危機管理部職員をはじめとした災害対応職員は、有事の際、すぐに駆けつけることができるよう庁舎近辺の宿舎に居住しているほか、出先機関である県民局には本庁ほどの設備はないものの、有事の際に本部を設置できるスペースが設けられております。翻って本県の防災体制、特に災害対策本部の立ち上げといった初動体制はどのような体制や設備が整備されているのでしょうか。現在の本庁舎には、講堂以外に十分な本部を設置できるスペースはないように見受けられますが、それも常設のものではなく、有事の際の初動の遅れが懸念されます。そのような事態を避けるため、本県も兵庫県のような常設の災害対策庁舎の設置や即応性のある職員の初動体制を整える必要があると考えますが、所見を伺います。

続いて二点目は、通信環境の整備についてです。先月、南三陸町で行われた九・一総合防災訓練では、三陸沖を震源とするマグニチュード九・〇の巨大地震の発生を想定し、家屋倒壊、火災、土砂崩れ、ライフライン寸断といったありとあらゆるシナリオが準備され、関係機関、町民の参加者は有事さながらの緊迫感を持って訓練に臨んでおりました。こうした県内市町村持ち回りの訓練は、各地の特性に応じた災害に対応できる力の向上と、県民全体の防災意識の底上げに大いに寄与する取組であると評価できます。この訓練では、メイン会場である松原公園のほかに、複数の会場で住民避難、避難所開設、交通規制などの訓練が行われ、その様子は衛星を利用した通信インフラであるスターリンクを通じてメイン会場に中継されていきました。スターリンクの通信速度は、簡易計測で三百Mbpsほど出ており、設置したKDDIの担当職員の話では、実際に災害が発生した際に接続数が増えれば、通信が混み合うので速度は落ちると予測されるものの、通信の安定性は相当程度確保されるであろうとのことでした。有事の際、的確な判断をするためには、情報の伝達、共有のための通信手段の確保が何より大事です。基地局への電源供給、移動基地局活用といった従来の体制強化に加え、スターリンクのような新しい技術の導入も有効であると考えますが、対応について所見を伺います。

三点目は、簡易トイレの備蓄についてです。八月三十一日付の毎日新聞にて、水や食料品、防災用品の購入など、各家庭で防災意識が高まっているとの報道がありました。

この背景には、八月八日に政府が発表した南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の影響があったものと見られます。この記事では更に、一般社団法人日本トイレ協会が、政府発表を受け、ホームセンターなどで簡易トイレの品切れが相次いでいるともコメントしております。また、同協会が二〇二三年に行った調査では、非常用トイレを備蓄している家庭は二二・二%であったともあります。能登半島では、地震や先日の豪雨により、上下水道の復旧が遅れている地域において、トイレの環境悪化が問題の一つとなっており、仮設トイレが設置されているものの、バキュームカーの処理が間に合わず、使用不能となっている箇所が多々あると伺っております。一般に、簡易トイレは自助の範囲として、各家庭・個人が備えるものと認識されておりますが、共助・公助のレベルにおいても、例えば、体が不自由で排せつが困難な方の多い医療機関や福祉施設のみならず、上下水道が使用できない避難所でも、設置場所に比較的融通が利くといった点で有用性が評価されております。食事は数日我慢できても、排せつは一日たりとも我慢できない、してはならない。人間が生きていく上で不可欠な行為です。災害時にあっても安心して快適なトイレ環境を維持するため、自助・共助の観点から、簡易トイレの備蓄を呼びかけるとともに、公助の観点からも、本県はじめ公共機関における簡易トイレの備蓄を進めることが必要と考えますが、所見を伺います。

四点目は、上下水道の管路の管理についてです。能登半島地震の被害の中でも大きかったものの一つに断水があります。これを受け、国土交通省では来年度予算の概算要求に上下水道一体での重要管路の耐震化への補助金を計上しました。上下水道事業の大きな課題の一つが管路の管理です。災害に備えて、避難所や医療機関など重要施設につながる管路を耐震化し、万全を期すことに加えて、総延長にして数千キロメートルにもわたる全ての管路の復旧や更新、維持管理に膨大な時間と費用を要することがこれからの事業継続の要諦となります。これまで、目に見えて漏水が分かる箇所以外の漏水調査には、音聴調査が用いられてきましたが、総当たりに音を聞きながら漏水箇所を探し当てることは、人手不足、予算不足の昨今では、限界が見えております。そこで、近年、人工衛星による地表温度分析からの漏水のリスクが高い箇所を判別したり、AIを用いた予測により大幅に作業効率を高める技術が開発され、実用に至っております。県内の上下水道管路をこれらの技術により管理することで、平時の管理更新事業に用いるほか、

災害発生時などは、上下水道管路の復旧に十分なリソースを割くことが難しい県内市町村の支援もできるようになると考えますが、所見を伺います。

大綱三点目は、産業政策についてです。ここでは二点伺います。

まず、一点目は、データセンターの誘致です。千葉県印西市には、グーグル、アマゾン、NTTデータなど大手IT企業のデータセンターが集中し、アルファベット表記のINZAIとして、世界的に注目を集めております。データセンターとは、インターネットに用いるサーバーと通信設備を格納した建物を指し、インターネットによる情報流通量の大幅な増加に伴い、今後も高い建設需要が見込まれる施設となっております。印西市がデータセンターの立地に適している要因として、首都圏都心部からの良好なアクセス、地震などの自然災害に強い地形、安定的な電力供給が挙げられますが、近年の新設増加で電力供給が限界を迎えつつあり、これ以上の新設は難しくなっております。データセンター立地の適性地条件には、ほかに寒冷地であることが挙げられ、これは、サーバーからの発熱を冷却するために低い気温の地域が選好されるという事情があり、その特性を生かし、北海道ではデータセンターの誘致が活発になっております。データセンターの誘致は、製造業の工場誘致に比べ、雇用創出効果は弱いものの、立地自治体には、常に最新の設備の更新が続くことによる安定的な固定資産税収、副次効果としてデータセンター近隣地域への安定的な電力と通信供給というメリットがあります。北海道ほどではないにせよ、本県も冷涼な気候であり、地震にも耐え得る強固な地盤からなる広大な土地は十分にあるものと考えます。半導体は仕切り直しとなりましたが、既にある自動車産業に続く産業集積地として、データセンター誘致による本県の産業を振興することは、極めて有効な策であると考えますが、所見を伺います。

続いて、二点目は、IVSをはじめとしたスタートアップイベントへの出展についてです。七月四日から六日にかけて、京都パレスプラザで開催された国内最大級のスタートアップカンファレンスであるIVS2024KYOTOには、期間中、国内外から延べ一万二千人が足を運び、我が国におけるスタートアップの熱気を感じさせるイベントとなりました。起業家のビジネスプランのプレゼンテーションと投資家の審査、スタートアップ関連企業、AI、Web3といった最先端技術でビジネスを展開する企業、各分野の一線で活躍する実業家や有識者によるトークセッションに並んで、スタートア

ップ支援に力を入れる自治体もブースを構えました。参加自治体は、開催地の京都府、京都市のほか、東京都、大阪府、愛知県、名古屋市、広島県、沖縄県と仙台市となっております。本県の出展はありませんでしたが、同日に視察していた本県職員に会うことができ、同じ課題意識を共有できたうれしさを覚えました。スタートアップ支援には拠点整備、資金助成、人材育成といった施策があり、本県も鋭意取り組んでいるところではありますが、こうしたイベント参加による情報交換や人脈構築も重要な要素となります。次年度のIVSのほか、同様のイベントへ本県もブース出展し、宮城のビジネス環境アップールや起業家の誘致につなげることが必要かと思えます。このことについて、IVS参加の振り返りとともに、今後の施策展開についての所見を伺います。

大綱四点目は、新型コロナウイルスワクチンについてです。ここでは三点伺います。まず、一点目は、ワクチン接種の周知とその見通しについてです。新型コロナウイルス感染症五類移行に伴い、新型コロナウイルスの全額公費による接種は、本年三月三十一日で終了しております。十月からは、各自治体による定期接種として六十五歳以上の方、または対象となる疾患・障害を有し、日常生活が困難である六十歳から六十四歳の方に対して、一部自己負担による任意の接種が行われることとなっております。これに伴い、県内市町村の一部では、既にホームページなどでの周知を行っているほか、大半の市町村において接種の案内文書の発送準備等をしているものと思われれます。新型コロナウイルスの感染者数は、定点把握による発表となり、一般の感覚的には、流行の状況が分かりにくくなっているながらも、直近の感染症発生動向調査の速報値では注意を要する水準にあります。日常生活での対策はもとより、感染拡大防止には、ワクチン接種が依然有効な対策であります。メディアによる報道機会の減少など、県民の一般的な意識としては高まりが見られないように感じます。接種の実施主体が市町村であるということに限らず、県として県民に広く周知を図ることが必要と考えますが、所見を伺います。あわせて、県内ではどれほどの接種者数を見込んでいるのか、また、接種希望者の自己負担軽減の助成などの有無についても伺います。

続いて、二点目は、ワクチンの安全性と副反応への対応についてです。今回の接種を前に、次世代mRNAワクチン、通称レプリコンワクチンが承認され、県内の接種においても用いられることが考えられます。承認を受けたMeiji Seikaファル

マ株式会社の発表によれば、このレプリコンワクチンは、細胞内での自己複製能力が高いことから、従来の mRNA ワクチンに比べ、少ない有効成分量で効果が長く持続するという特徴があるとされております。その一方で、安全性の観点から一部の医師、医療機関、医療系公的団体が危険性を訴える声明を発表しているほか、県外では、レプリコンワクチンの接種を受けた方に対し、自身の施設への立入禁止を表明する医療機関や商業施設が出てきております。ワクチン接種の判断に県民が迷わないようにするとともに、社会的混乱を引き起こすことがないように、県として適切な情報提供や働きかけを行う必要があると考えますが、所見を伺います。

三点目は、副反応疑いと予防接種健康被害救済制度についてです。厚生労働省からの情報提供によれば、本県では、これまで延べ八百二十九万九千三百四十二回の推定接種回数のうち、副反応の疑いが見られる事例が四百四十三件あり、そのうち百四十六件が重篤化事例。そして、二十八件の死亡例があったと報告されております。ワクチンの予防接種によつて健康被害が生じた際には、国の救済制度がありますが、本県における現在までの申請数、認定数の状況を伺います。また、本制度は、国の救済給付の内容に不服がある場合は、知事に対し審査請求をすることができますが、本県における審査体制や審査件数についても併せて伺います。

以上で壇上からの質問といたします。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 熊谷一平議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、宿泊税についての御質問にお答えいたします。

初めに、合意形成に対する姿勢と今後の議論の場についてのお尋ねにお答えいたします。

県政の推進に当たっては、御指摘のとおり、県民や関係者の皆様から納得と理解を頂くことが大変重要であると認識しております。今回の宿泊税の検討再開に当たっては、昨年十二月以降、延べ二百四十四事業者を個別に訪問するとともに、みやぎ観光振興会議を計十六回、地域単位での宿泊事業者との意見交換会等を計二十八回、更に先月十二日

には、県民説明会を開催し、可能な限りの情報提供と丁寧な意見聴取に努め、制度の見直しと充当施策のブラッシュアップを行いました。県といたしましては、今後とも、地域や業界の抱える課題に真摯に向き合い、関係する方々の気持ちに寄り添いながら、宿泊税が導入されてよかつたと思っただけのよう、宿泊事業者の皆様への説明会や、新設するみやぎ観光振興会議の宿泊事業者部会などを通じて説明を尽くすとともに、施策を更に磨き上げてまいりたいと考えております。

次に、移動手段の確保策への宿泊税の充当についての御質問にお答えいたします。

我が県の観光の課題として、地域間で、コロナ禍からの観光需要の回復状況に差が生じていることや、仙台空港からは、仙台市中心部や松島のほか、県外の平泉や銀山温泉などに向かう傾向が高く、県内各地への送客が十分でない状況にあります。また、国が訪日外国人旅行者を対象に実施した調査によると、地方部への訪問意欲を高める上で、地方におけるアクセシビリティが重要な要素になっているとの結果が出ており、インバウンド需要の取り込みのためには、交通機能の確保、充実が大変重要になるものと考えております。このため、県では、宿泊税を活用した重点施策の一つに、観光地間の交通アクセス環境の向上を掲げ、仙台空港などの交通拠点と観光地を結ぶ交通機能の強化や、バスなどを活用した県内周遊ツアーの造成などに取り組むことを想定しております。今後、交通事業者や宿泊・観光事業者、市町村などの幅広い関係者と意見交換を行い、地域の交通網の実情、課題も十分考慮しながら、効果的な施策を実施できるよう検討を進めてまいります。

次に、大綱二点目、防災対策についての御質問のうち、通信環境の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、災害時の通信手段として、地上系と衛星系の二系統による防災行政無線網に加え、各合同庁舎に衛星携帯電話や可搬型の衛星通信基地局を整備しております。新しい通信技術については、これまでの訓練における実演等を通じて、災害時の有効な通信手段の一つになるものと認識しております。今議会において、行政庁舎内に配置するスターリンクの整備に係る補正予算を計上しております。県といたしましては、引き続き、先進的な通信技術に関する情報の収集に努め、通信環境の更なる強化に取り組むなど、災害対応に万全を期してまいります。

次に、大綱四点目、新型コロナウイルスワクチンについての御質問のうち、周知や接種者数等についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルスの定期接種については、実施主体である市町村において、広報誌への掲載や、対象者への個別通知等による周知が行われておりますが、県といたしましても、ホームページにおいて定期接種の概要のほか、市町村ごとの接種期間など、最新の情報の周知に努めてまいります。また、今年度の定期接種の対象者は、六十五歳以上の方、及び六十歳から六十四歳で心臓等の機能に障害がある方など、県内で約三十五万人と見込まれており、定期接種の自己負担額は、ワクチン接種費用の約一万五千三百円から、国の助成金八千三百円を除いた約七千円が基本となりますが、県内全ての市町村で独自の費用助成が行われることから、更なる接種者の自己負担軽減が図られることとなっております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、宿泊税についての御質問のうち、特別徴収義務者の負担軽減と不安払拭についてのお尋ねにお答えいたします。

宿泊事業者の皆様には、特別徴収義務者として宿泊税を徴収していただくこととなりますが、窓口での対応に御不安や御懸念をお持ちの方が少なくないものと認識しております。今議会で宿泊税条例案を可決していただきましたならば、県内外の旅行者の皆様に向けたパンフレットや広報ツールを作成し配布するほか、インターネットやSNSによる広報活動等に努め、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。また、宿泊事業者の皆様を対象に説明会を開催し、これまで伝え切れていなかった法令等の諸規定を詳しく説明するほか、カスタマーセンターの在り方や手引書などの作成に向けて、御意見を伺ってまいります。条例案が可決されたとしても、施行までには約一年の周知期間が必要であると考えており、この間に誠意を尽くして話し合いを重ね、宿泊事業者の皆様との理解と安心が得られるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、防災対策についての御質問のうち、県庁の防災体制についてのお尋ねにお答えいたします。

県内で大規模災害が発生した場合、宮城県総合防災情報システムにより職員を招集し、災害対策本部事務局を復興・危機管理部内の危機管理センターに設置するとともに、災害の規模によっては、行政庁舎二階講堂に事務局を移設し、災害対応端末やモニター等の資機材を配置することとしております。また、例年六月に行っている「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練では、本部事務局の設営手順や資機材の確認を行い、実災害における初動体制の早期確立及び体制強化に取り組んでいるところです。災害対策庁舎の設置については、様々な課題があり、短期的には困難であることから、県としましては、引き続き、事務局の設営に当たる初動態勢要員を育成する研修や防災訓練等を実施し、初動体制をより一層強化してまいります。

次に、災害時の簡易トイレの備蓄についての御質問にお答えいたします。

災害時には、断水や停電など様々な原因によりトイレが使用できなくなることから、県では、防災指導員養成講習や出前講座などにおいて、簡易トイレや携帯トイレの備蓄といった対策の必要性を県民に向けて啓発しているところです。また、圏域防災拠点を管理する各合同庁舎に、被災市町村への貸出しを想定した簡易トイレを備蓄しているほか、市町村に対しても担当課長会議において、簡易トイレ等の備蓄を呼びかけております。県としましては、簡易トイレの確保に加え、トイレカーやトレトレーラーの整備について市町村に呼びかけるなど、災害時における衛生的な環境の確保について、引き続き取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱四点目、新型コロナウイルスワクチンについての御質問のうち、レプリコンワクチン接種に関する情報提供等についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの定期接種の実施に当たっては、国において、厚生科学審議会

における議論を踏まえ、ワクチンの有効性や安全性が確認されたものについて、使用するワクチンの種類を決定しております。今年度からは、新たに加えられた、いわゆるレプリコンワクチンを含む五種類のワクチンが使用されることとなっており、定期接種の開始に当たり、国が作成したリーフレットにおいては、使用するワクチンの種類、効果、副反応の例などの安全性に関する情報等がまとめられております。県といたしましても、これらのリーフレット等を活用し、市町村への情報提供等を行うとともに、ホームページを通じ、ワクチンの効果や安全性等について、県民の皆様へ適切な情報提供を図ってまいります。

次に、予防接種健康被害救済制度及び審査請求についての御質問にお答えいたします。

我が県の新型コロナワクチンに関する予防接種健康被害救済制度の申請件数は、これまで二百四十一件あり、うち認定が百七十一件、不認定が三十一件、審議中が三十九件となっております。また、救済制度による医療費や障害年金等の給付については、市町村が申請を受け付け、県を経由して厚生労働省へ送付され、国の審査会で因果関係の審査を行った上で厚生労働大臣が認定を行い、これに基づき市町村が支給等を決定するものとなっております。なお、この決定に対して不服がある場合は、知事に対して審査請求を行うことができますこととなっており、その場合、行政不服審査法の規定による県の行政不服審査会への諮問は不要とされていることから、知事が指名する審理員による審理等を経て、裁決が行われることとなっております。これまで三件の審査請求があり、うち一件が審理を終了し、請求を棄却する裁決がなされております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、宿泊税についての御質問のうち、切れ目なく観光振興策に取り組みべきとお尋ねにお答えいたします。

今議会で宿泊税条例議案が可決された場合には、施行までに約一年の周知期間が必要であることから、徴収開始は来年の下半期以降となります。このため、来年度は平年ベースとお示ししております十一億円の税收規模とはなりません。一部事業を先行的

に実施していくことを想定しております。御指摘のとおり、切れ目なく観光振興に取り組むことが重要であり、宿泊税の使途としてお示ししている人手不足への対応やインバウンドの需要の取り込み、更には地域間格差の是正などについては、一般財源も含む既存予算枠の中で効果的な事業を展開していきたいと考えております。今後とも、一般財源をこれまでと同規模程度を維持しながら、宿泊税充当事業が本格的に実施される令和八年度以降には、宿泊税を最大限活用して、観光振興施策を切れ目なく推進してまいります。

次に、大綱三点目、産業政策についての御質問のうち、データセンターの誘致についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国内のデータセンターは、経済性の観点から、データ処理需要が多く、房総半島や志摩半島などの海底ケーブル陸揚局に近接する首都圏と関西圏に約九割が集中しております。国では、デジタルインフラ整備に関する有識者会合の議論を踏まえ、次の段階として、北海道や九州にデータセンターの集積を図ることとしており、海底ケーブルなどのインフラ整備を進めていることから、東北への集積には時間がかかるものと認識しております。一方、有識者会合では、仮想空間や生成AIの普及、自動車の高度化等に伴い、二〇四〇年のデータ通信量は、二〇二〇年に比べ約三百四十八倍にもなる試算が示されております。今後、我が県においても、データ通信量の増加に伴って、その処理需要も増え、データセンターの設置需要も高まるものと見込んでおります。県といたしましては、新たなデジタルサービスの創出支援や関連企業の誘致に取り組むとともに、データ処理需要の増加を踏まえながら、デジタル産業等を支えるデータセンターの誘致に取り組んでまいります。

次に、IVS参加の振り返りと今後の展開についての御質問にお答えいたします。

スタートアップの成長には、資金・人材の確保や、販路開拓など、克服すべき多くの課題があることから、県では、昨年度、各分野の支援者で構成するテクスタ宮城を立ち上げ、構成員が有する専門的な知見や資源を活用した支援に取り組んでおります。スタートアップの課題は、事業内容や成長段階に応じて個々に異なることから、この支援体制を強化し、協業者や支援者とのマッチング機会を一層増やすことが重要だと考えております。御指摘のありましたIVSは、広くオープンイノベーションに関心を持つ

方々を対象とした日本最大級のスタートアップ交流イベントであり、県からも職員が参加し、その状況を確認しておりますが、県内外の専門家や企業と出会い、人脈を広げる貴重な機会であると認識しております。県といたしましては、スタートアップにとって有益で、かつ、テクスタ宮城のネットワークの充実・強化に資する出会いが大いに期待できることから、IVSをはじめとする大規模交流イベント等への出展について、具体的に検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱二点目、防災対策についての御質問のうち、上下水道の維持管理に対する市町村支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県内市町村等の水道事業及び下水道事業については、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、職員の減少による事業執行体制の脆弱化などの課題を抱え、その経営環境が厳しさを増しております。このため、県では、市町村等の水道事業体が実施する、管路施設の維持管理業務の効率化とコストの削減を図るため、県内外十二の水道事業体の水道管路の漏水調査について、先進技術である人工衛星を活用した調査手法を導入し、共同で発注するための枠組みを構築するなど、その取組を進めているところです。県といたしましては、引き続き、市町村等の御意見を伺いながら、こうした取組を拡大していくなど、上下水道事業の将来的な経営基盤の強化に向けて、積極的に支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） それでは再質問を順にさせていただきますと思います。

まず、宿泊税についてでございます。二点目でお伺いした特別徴収義務者の負担軽減ということ。こちらは、私も参加している意見交換会の場で、会議が終わった後の意見交換で、当事者の方からお伺いするんですけども、非常に重いといったところは会議の場でもお話しして伺っているかと思えますけれども、思っている以上のものかどうかというふうにお受け止めいただければと思っております。周知をいろいろしていただくと

いうことと、あとは税制についてもこれから説明会をしていただく。それから、カスタマーセンターについても意見をお聞きしながら設立していくという点は、非常に大事ななというふうに思っております。税率の見直しというのも将来的になされるということがありましたが、税率の見直しは、現在三百円というワンプライスで簡素の原則を重視したという御説明でありましたけれども、状況によっては、特に中小・零細の事業者の皆様への負担等を考えていくと、段階制であるとか定率制であるとか、経営状態の実態を反映した制度に変えていただきたいなと思っております。これも事業者の皆様から要望がありました。ぜひ、税制の税率の見直しに当たっても、話合いの場に参加させてほしいという声がありました。これは、一緒に考えていきましょうというメッセージでありました。そういった考えを持った経営者の皆様がたくさんいらつしやるかと思いません。説明に十分な時間がなかったという点は反省すべき点ではないかなと思えますけれども、これからできることがまたあるのかなと思えますが、こちらの税率の見直し等についても、ぜひ、当事者の方の参画をお願いしたいと思えますが、そちらについて確約できるかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） ここに至る経緯ですけれど、まず「どうしましょうか」では、恐らく百花繚乱いろんな御意見が出て、まとめることができないだろうということで、通常のやり方ですけれども、在り方検討会ということの有識者の方に集まっていたいただいて、いろんな御議論を頂いて、その中で出たものが三百円で分かりやすくしたほうがいいのではないかというような御意見がありましたので、それをベースにずっと議論を進めてきたということです。今後、今回仮に議案が通ったといたしましても、未来永劫続けるということでは決してなくて、三年、そして五年単位で見直しをしていくということになります。仙台市と一緒にやっておりますので、仙台市といろいろ協議しながら、話を進めていくことになろうというふうに思います。その際には、事業者の皆さんも中に入っただいて協議するというのは、非常に重要なことだというふうに思いますので、今後まずは、三年後の見直しということになりますけれども、そのときには、早めにそういった人たちにも入っただいて、そのまま維持するのか、あるいは、やめるのか、続けるのか、続けるにしてもどのようになればいいのかというようなことを、よ

く話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） 前向きな御答弁だというふうに受け止めました。それから、免税店のお話がありました。現在、六千円ということになっておりましたけれども、今後、経済情勢はインフレ傾向になってくると、多分、六千円の課税では、いずれ値上げによって今は免税となっている小規模の事業者さんも、課税対象になってくると思います。そういった観点も含めて、話合いの場、現場の声というのを聞き、届けるようにお願いしたいと思います。

それから、次いで、防災対策の簡易トイレについてお伺いしたいと思います。県内各地の拠点に簡易トイレを備蓄してしまして、市町村に貸出ししているというふうになっておりますけれども、まだまだ災害時のトイレというものの認識が、一般市民の皆様にも多分広まっていないんだと思います。非常用トイレという言い方もあれば、携帯トイレという言い方もあるし、簡易トイレという言い方がある。特に携帯トイレと簡易トイレは、全く別物でして、どちらが備蓄されているのかというのは分からないというところがあるんですけれども、大事なのは、私は、簡易トイレの役割は非常に大きいなというふうに思っております。携帯トイレというのは、凝固剤とかビニール袋で排せつをするといった本当に簡易的なものですが、簡易トイレというのは、便座がちゃんとある。それは、プラスチックであったり段ボールであったり、あるいは発泡スチロールであったりということなんですけれども、これは、陶器だとか普通のトイレに備え付けられてある便器というのは、土砂崩れとかで使えなくなってしまうということは大いにあり得るわけですし、特に足腰が弱い方々にとっては、非常に大変なときにちょうどいい高さの通常の便器に準ずるような形で簡易トイレを使うことができるということが、非常に重要なこととお思いますけれども、県の備蓄は、そうしたものも含めて備え付けているということでしょうか。確認させていただきます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほど御答弁申し上げた各合同庁舎に配備している簡易トイレの中には、貸出し用にいわゆる便器タイプの簡易トイレも、大体一合同庁舎で五十台ぐらい配備しております。

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） かなりの数の備蓄かなと思いますけれども、必要に応じた形で補充等もお願いしたいと思います。

そして、最後にコロナウイルスワクチンについて、特に救済制度についてお伺いいたします。現在、県の不服審査では三件ありまして、一件が棄却ということでしたが、二件が承認されているという形だったんでしょうか。確認させていただきます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 結論が裁決まで至ったのが一件ということでございます。

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） この審査請求で重要なのが、当事者の方を非常にお待たせしてしまうということが考えられることです。こちらは、標準的な処理期間というか、一件当たりの結論を出すまでには、どれくらいの期間を要している、あるいは要するつもりでお取り組みでしょうか、伺います。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 審理の内容と挙証の中身等々によって期間は変わってくる部分はあるかと思いますが、結構な時間がかかっている部分もあるかと思えますけれども、そこはなるべく、県が指名する審理員の中で迅速な審理に努めていくようにしたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 九番熊谷一平君。

○九番（熊谷一平君） もしかすると今後、そうした申請が増えてくることが考えられます。そうすると、これまでのこの枠組みの中では難しいところが出てくるのかなと。新しい制度の特別法による国への呼びかけであるとかが必要かなとも思います。本日は、ワクチンで健康被害を受けた方、御遺族の皆様、支援をしている繋ぐ会の皆様が傍聴にお越しいただいております。ネット中継でも御覧になっっている方がいらっしゃいます。こうした方々が一日も早く救済を受けられるように、私も力を尽くしてまいります。知事はじめ、県の皆様においても、ともに力を合わせて県民の皆様の一日も早い救済をお願いしたいと思っております。ともに頑張ってくださいませ。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。